

カナダ：植物育成者権法に基づく侵害賠償金が初めて認められる

サスカチュワン州王座裁判所(King's Bench for Saskatchewan)から最近出された欠席判決(Alliance Seed Corporation v. Fournier, 2026 SKKB 5)において、Alliance Seed CorporationがMr. Guy Fournierに対し、植物育成者権法第5条第1項の侵害を理由とする勝訴判決を獲得しました。これは、カナダにおいて同法に基づく侵害賠償金を認めた初の判決であり、植物育成者権の保有者やそのライセンス代理人にとって朗報です。裁判所は、特許訴訟における原則を指針とし、同法に基づく損害賠償を評価・算定するための新しい手法を採用しました。

主なポイント

- 1. 初の賠償金算定事例：**同法に基づいて損害賠償額が評価された初の事例であり、植物育成者の独占的権利の侵害に対処する上で、同法が有効な手段となり得ることが示されました。
- 2. 高額な賠償金の評決：**Mr. Guy Fournierによる同法侵害に対し、Alliance Seed Corporationへの一般損害賠償金として1,175,862.56カナダドル、懲罰的損害賠償金として50,000.00カナダドルの支払いを命じました。
- 3. 特許法の原則を適用：**裁判所は、条文の類似性や独占的保護という共通の基盤を考慮し、特許法に基づく侵害賠償の評価に用いられる原則が、植物育成者権法に基づく評価の適切な指針になり得ると判断しました。
- 4. 35年越しの画期的な判決：**同法が施行されてから35年以上が経過している中、今回の判決は、植物育成者権を出願・取得し、その権利を執行しようと努めてきた人々にとって、待望の安心材料（救済策）となります。
- 5. 現在は控訴中：**この判決に対しては現在、控訴の手続きが進められています。